

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

つくばみらい市長

わだ うい

つくばみらい市条例第 4 号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「（当該減額して得た額が、第 3 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）」を削り、同項第 1 号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「被保険者均等割額」の次に「（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加える。

第 22 条の 3 第 1 項第 1 号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。